

2026 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P M C

代表者名 代表取締役 社長執行役員 グループ CEO 武藤 英明  
(コード : 3276 東証プライム)

問合せ先 取締役 常務執行役員 グループ CFO 屋宮 貴之  
(TEL : 03-6268-5225)

会 社 名 株式会社 Amsterdam1

代表者名 代表取締役 清塚 徳

会 社 名 株式会社 Amsterdam2

代表者名 代表取締役 清塚 徳

**株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 による  
株式会社 J P M C (証券コード : 3276) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 は、本日、株式会社 J P M C の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

|                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本資料は、株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 (公開買付者ら) が、株式会社 J P M C (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(添付資料)

2026 年 8 月 3 日付「株式会社 J P M C (証券コード : 3276) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 Amsterdam1  
代表者名 代表取締役 清塚 徳  
会 社 名 株式会社 Amsterdam2  
代表者名 代表取締役 清塚 徳  
(TEL : 03-6206-6838)

**株式会社 J PMC（証券コード：3276）の普通株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）及び株式会社 Amsterdam2（以下「Amsterdam2」といいます。）は、本日、株式会社 J PMC（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：3276、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社 J PMC

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2026 年 8 月 4 日（火曜日）から 2026 年 9 月 15 日（火曜日）まで（30 営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,250 円

（5）買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数          | 買付予定数の下限      | 買付予定数の上限 |
|--------|----------------|---------------|----------|
| 普通株式   | 12,303,225 (株) | 6,707,800 (株) | — (株)    |
| 合計     | 12,303,225 (株) | 6,707,800 (株) | — (株)    |

（6）決済の開始日

2026 年 9 月 25 日（金曜日）

（7）公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

## 2. 本公開買付けの概要

公開買付者らは、いずれも、本公開買付けを通じた対象者の株券等の取得等を目的として、2026 年 7 月 13 日に設立された株式会社です。公開買付者らは、本日現在、いずれも日本法に基づき設立されており、株式会社 Helsinkil（以下「Helsinkil」といいます。）が Amsterdam1 の議決権の全てを所有し、株式会社 Helsinki2（以下「Helsinki2」といい、Helsinkil 及び Helsinki2 を総称して「公開買付者親会社ら」といいます。）が Amsterdam2 の議決権の全てを所有しております（注 1）。また、公開買付者親会社らは、本日現在、サンライズキャピタル株式会社及びその関係法人（以下、個別に又は総称して「サンライズキャピタル」といいます。）が直接又は間接的に投資助言を行う投資ファンドであり、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップである Sunrise Capital V, L.P.（以下「US Fund」といいます。）、Sunrise Capital V (Non-US), L.P.（以下「Non-US Fund」といいます。）及び Sunrise Capital V (JPY), L.P.（以下「JPY Fund」といい、US Fund、Non-US Fund 及び JPY Fund を総称して「サンライズ 5 号ファンド」といいます。）のうち、US Fund により議決権の全てを所有されており、本公開買付けに係る決済の開始日より前に US Fund に加え、Non-US Fund 及び JPY Fund から出資を受けることにより、当該決済の開始日時点においては、US Fund、Non-US Fund 及び JPY Fund により議決権の全てが所有されることとなる予定です。なお、本日現在、公開買付者ら、公開買付者親会社ら、サンライズキャピタル及びサンライズ 5 号ファンドは、対象者株式を所有しておりません。

（注 1）対象者の子会社には、少額短期保険業の登録を受けたみらい少額短期保険株式会社（以下「本少短会社」といいます。）が存在するところ、本少短会社を子会社とする場合で、かつ一定の要件を満たす場合には、保険業法（平成 7 年法律第 105 号。その後の改正を含みます。）上の許認可の取得が必要となります。単一の公開買付者による公開買付けを行う場合、公開買付けの成立により本少短会社が公開買付者の子会社となるため、当該許認可の取得が必要となり得ることを考慮して、単一の公開買付者による公開買付けを選択せず、公開買付者らによる共同公開買付けによって行うこととしております。

サンライズキャピタルは、日本国内の優良な企業への投資に特化したプライベートエクイティファンドに対する管理及び助言を行っており、2006 年の創業以来、「投資先企業オーナーや経営者と資本・成果・リスクを共有する、運命共同体のジョイントベンチャー型投資」、「投資先に、情熱を持って深くコミットする、ハンズオンを超えた常駐型のボディオンスタイル支援」を投資方針として、事業承継、非中核事業の売却（カーブアウト）、非公開化といったテーマの投資への助言サービスの提供に関与してまいりました。過去 20 年で、36 社（追加買収を含め約 60 社）に対する投資に関与し、不動産関連業界を含め、サービス業、小売/消費財業、製造業など、業種や業態といった事業領域を限定しない幅広い領域において、経営陣の皆様と密に連携しながら、中長期的な事業成長の実現を支援してまいりました。

また、サンライズキャピタルは、ファンド・オブ・ファンズ、年金基金、政府系ファンド、金融機関、大学基金、財団及びファミリーオフィスといった、公共性が高く世界的に優良と考えられる機関投資家の資金を運用するファンドに対する管理及び助言を行っております。2006 年の 1 号ファンド（350 百万米ドル）設立以降、2012 年に 2 号ファンド（208 百万米ドル）、2017 年に 3 号ファンド（400 百万米ドル）、2020 年には 4 号ファンド（450 百万米ドル）、そして 2024 年にサンライズ 5 号ファンド（500 百万米ドル）が設立されました。これらのファンド（以下、個別に又は総称して「サンライズ・ファンド」といいます。）は、一貫して安定的に運用され、助言を受けてきました。2026 年 7 月末日時点で、サンライズ・ファンドの累計運用資産は約 3,000 億円です。

近年の主要な投資実績としては、ソーシャルデータバンクグループ、株式会社ストラテジーテック・コンサルティング、新教育総合研究会株式会社、キルフェボン株式会社、株式会社ビィ・フォアード、ひいらぎホールディングス株式会社、株式会社けんせつパークがあります。

今般、公開買付者らは、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者の

取締役が付与された対象者の譲渡制限付株式のうち本日現在において譲渡制限が解除されていないもの（以下「本譲渡制限付株式（取締役）」といいます。）及び従業員に付与された対象者の譲渡制限付株式のうち本日現在において譲渡制限が解除されていないもの（以下「本譲渡制限付株式（従業員）」といい、本譲渡制限付株式（取締役）及び本譲渡制限付株式（従業員）を総称して「本譲渡制限付株式」といいます。）を含み、本不応募合意株式（以下に定義します。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当し、対象者の代表取締役である武藤英明氏（以下「武藤氏」といいます。）は、本取引成立後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しております。

（注2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます（東京証券取引所有価証券上場規程第441条をご参照ください。）。本取引においては、武藤氏が、公開買付者親会社らの普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引成立後も継続して代表取締役として対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引は、公開買付者ら及び武藤氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当します。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役に就任し、かつその株式の全てを所有する対象者の第一位株主（2025年12月31日現在）である株式会社ムトウエンタープライズ2（所有株式数：4,401,400株、所有割合（注3）：26.35%。以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、公開買付不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、本不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の一環として、本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募合意株式に関して、本株式併合に関連する議案に本不応募合意株主が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に本不応募合意株主が本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて本不応募合意株式の全てを対象者に売却する旨等について合意しております。本自己株式取得は、本自己株式取得価格（以下に定義します。）を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となるよう設定することにより、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付け価格（以下に定義します。）の最大化を図ることを企図するものです。

また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、対象者の第四位株主（2025年12月31日現在）である武藤氏（所有株式数：525,608株、所有割合：3.15%）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（武藤氏）」といいます。）を締結し、武藤氏が所有する対象者株式の全てから、本譲渡制限付株式（取締役）のうち、武藤氏に対して付与された20,243株を控除した505,365株（所有割合：3.03%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役に就任し、かつその株式の50%を所有する株式会社ムトウエンタープライズ3（以下「ムトウエンタープライズ3」といいます。）（所有株式数：87,900株、所有割合：0.53%）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（ムトウエンタープライズ3）」といい、本応募契約（武藤氏）及び本応募契約（ムトウエンタープライズ3）を総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本不応募契約及び本応募契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付者らが2026年8月4日に提出する公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「② 本不応募契約」、「③ 本応募契約（武藤氏）」及び「④ 本応募契

約（ムトウエンタープライズ3）」をご参照ください。

（注3）「所有割合」とは、対象者が2026年5月11日に公表した「2026年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する対象者株式（2,555株）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（16,704,625株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

公開買付者らは、本公開買付けにおいて、6,707,800株（所有割合：40.16%）を買付予定数の下限（注4）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,707,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者らは、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,707,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注4）買付予定数の下限（6,707,800株）については、本基準株式数（16,704,625株）に係る議決権の数（167,046個）に3分の2を乗じた数（111,364個）から本不応募合意株式に係る議決権の数（44,014個）及び本譲渡制限付株式（取締役）（27,287株）に係る議決権の数（272個）

（注5）を控除した議決権の数（67,078個）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（6,707,800株）としております。これは、公開買付者らは、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者ら、本不応募合意株主及び本株式併合の手続に賛同すると見込まれる対象者の取締役が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

（注5）本譲渡制限付株式（取締役）に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2026年8月3日開催の対象者取締役会において、本譲渡制限付株式（取締役）を所有する取締役2名を含む、決議に参加した8名の取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募を推奨することを決議しており、本譲渡制限付株式（取締役）を所有する対象者の取締役から、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する旨の回答を得ていることから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式（取締役）に係る議決権の数を控除しております。

公開買付者らそれぞれによる応募株券等の買付方法については、公開買付者らがそれぞれ応募株券等の総数の2分の1ずつ（ただし、端数が生じた場合には、Amsterdam1の買付け等を行う数についてはこれを切り上げるものとし、Amsterdam2の買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとし、）の買付け等を行うこととします。また、公開買付者らは、本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者ら及び本不応募合意株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに15,270百万円を限度として出資を受けるとともに、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ

銀行」といいます。)から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに17,000百万円を上限として融資(以下「本融資」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本融資に係る融資条件の詳細は、みずほ銀行と別途協議の上、本融資に係る融資契約において定めることとしており、同融資契約においては、公開買付者親会社らが所有する公開買付者らの株式及び公開買付者らが本公開買付けにより取得する対象者株式又は対象者若しくはその子会社の資産の一部に対して担保設定が義務付けられることが予定されております。

なお、公開買付者らは、本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする、公開買付者らから対象者に対する本自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供(公開買付者らを引受人とする種類株式の第三者割当増資によることを予定しております。なお、種類株式による増資としているのは、本自己株式取得における法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の計算に用いる資本金等の額には影響を及ぼさず、分配可能額を増やすことができる等、本不応募合意株主及び対象者の一般株主の利益に最大限資するストラクチャーとするためです。種類株式の内容は本日現在未定です。以下「本資金提供」といいます。)並びに対象者における会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。)(注6)を実施することを予定しております。

(注6) 本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。

また、公開買付者らは、本株式併合の効力発生、本資金提供及び本減資等後、対象者が本不応募合意株式の取得(以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。)を実施することを予定しております。本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり1,860円を予定しています。本自己株式取得は、仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ本自己株式取得価格を抑え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の最大化を図るためにサンライズキャピタルから本不応募合意株主に提案したものです。

さらに、公開買付者ら及び武藤氏は、本応募契約において、武藤氏が本自己株式取得の実施後に、公開買付者親会社らに対して再出資(以下「本再出資」といいます。)することを合意しております。なお、本再出資における公開買付者親会社らの普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である2,250円(ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合、その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。)とする予定であり、当該取引の結果として、武藤氏は、公開買付者親会社らの議決権保有割合のそれぞれ5%を保有することとなる見込みです。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

以 上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

このプレスリリースには、公開買付者ら、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者らの現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者らは、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

**【言語】**

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

**【米国規制】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者らに対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はこれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。